

## 美馬市障がい者活躍推進計画

機関名	美馬市役所
任命権者	美馬市長 藤田 元治
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
美馬市における障がい者雇用に関する課題	<p>美馬市においては、障害者任免状況通報の基準日である令和元年6月1日に報告した内容について再点検を行ったところ、適正に計上が行われ、法定雇用率も基準を満たしていることが確認された。</p> <p>しかしながら、障がい者の雇用については数年新規採用が無く、職員の高齢化に伴い、途中で身体障がい者となった職員が大半を占めている状況である。定着状況は順調であると考えているが、更なる体制整備や各種取り組みが必要であり、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮し、職業生活において活躍することの推進に関する計画をここに定めるものとする。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の<b>美馬市の実雇用率：2.67%</b> ※平成31年4月1日現在の法定雇用率 国・地方公共団体等2.5% ※令和3年4月までに2.6%に引き上げられる予定。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に、定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として企画総務部秘書広報課長を選任する。 ○企画総務部秘書広報課に、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内LAN等により周知する。</p>
(2)人材面	<p>○企画総務部秘書広報課に、障害者職業生活相談員を置く。 ○人事異動等により障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	

	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。(エレベーター、多目的トイレは設置済。)</p> <p>○障がい者からの要望を踏まえ、業務手順の簡素化や見直しを検討し、業務手順書に反映する。</p> <p>○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○一般職員の募集と併せて、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び重度障がい者の積極的な採用に努める。</p> <p>○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、拡大読書器、音声読み上げソフト等の導入を検討する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
(3) 働き方	<p>○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p> <p>○一般職員及び会計年度任用職員について、採用の時点で本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。</p> <p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談（期首・期末）の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p>
(4) その他の人事管理	○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。